

指定建物錠の性能表示

平成 15 年 9 月に施行された「特殊解錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成 15 年法律 65 号）」（ピッキング法）に基づき、平成 16 年 4 月より指定建物錠には防犯性能の表示が必要となりました。

指定建物錠とは国家公安委員会が建物錠（住宅の玄関及びその建物の出入口の戸の施錠の様に供する目的で製作される錠）のうち、特に防犯性能の向上を図ることが必要とされたものでシリンダー錠・シリンダー・サムターンの 3 種類です。

さらに詳しく

指定建物錠の防犯性能の表示制度

警察庁ホームページ

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/theme_b/b_b_1.html

指定建物錠 3 種類

シリンダー錠

鍵穴に鍵を差し込んでシリンダーを回転させることにより、デットボルト（かんぬき）を操作して施解錠する錠。

シリンダー

建物錠の部品で鍵穴を有する部分

サムターン

建物錠を鍵を使わずに施解錠するためのつまみ。通常は室内側に取り付けられる。

※弊社製品 OPELO はこちらに該当します。

弊社製品の防犯性能の表示

製品名	試験区分	試験方法	試験結果
OPELO	耐サムターン回し性能 なし = 5 分未満 あり = 5 分以上	ドアにあけた穴からサムターン（つまみ）を用いてサムターンの操作を試み、サムターンを回転させて開錠できるかを判定する この試験を試験員 3 人が行い、五分未満で開錠できたものがあるかどうかを判定する	5 分以上